平成23年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成23年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本方針

東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらし、国内はもとより全世界にも大きな衝撃と影響を及ぼしております。

厳しい国の財政状況が続く中でこのような非常事態はさらに財政を圧迫し、今後福祉政策がどのように変わるか予測はつきません。しかし、このような時だからこそ社会福祉協議会の必要性は高まるものと思います。

そこで、家族の絆・地域の絆づくりや公的制度等では対応できない生活・福祉課題に、社会福祉協議会が中心となり地域全体で取り組まなければなりません。

そのため、広報機能を充実し社協の存在意義を住民に充分理解してもらうとともに、積極的に地域に関わってまいります。

また、介護保険事業については、介護サービスの質をさらに高め、地域の介護事業のリーダーとしての役割をはたしつつ、利用者から選ばれる事業所になるための努力をしてまいります。

さて、本年は地域福祉活動計画の最終年であり、次期活動計画立案の年でもあります。笛吹市が「誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域」であり続けるために、今までの活動を検証し、笛吹市地域福祉計画を基に災害等も視野に入れながら、新たな活動の企画立案を進めてまいります。

重点目標

- 1 継続した見守り体制の構築
- 2 世代間交流と地域の顔の見える関係づくりの構築
- 3 相談のワンストップに向けたつなぐ機能の充実
- 4 障害者地域活動支援センターの充実
- 5 要援護者の支援体制の強化
- 6 介護保険事業のサービスの質の向上
- 7 指定管理施設の適切な管理・運営

I 総務部門

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議委員会をはじめとする各種会議を通じて関係機関との調整を図るとともに、組織内の連絡調整など事務局としての総合的管理を行う。

- 1 組織運営のための会議等の開催
- (1)理事会・評議員会
- (2)正副会長会議
- (3)監事監査
- (4)役員研修会
- (5)職員研修会
- (6)その他必要な会議
- 2 福祉活動の理解と促進
- (1)社会福祉大会の開催 11月
- (2) 広報紙「かけはし」の発行と内容の充実 4月 7月 10月 1月
- (3)ホームページの内容を充実し、理解の促進を図る
- (4) 各事業のマスコミへの働きかけ
- 3 指定管理施設の管理運営

八代福祉センター、御坂福祉センター、一宮福祉センター、春日居福祉会館の効率的な 運営管理

4 職場環境の改善

社協職員としての帰属意識を高めるための改善

- (1) 労務管理面
- (2)施設面

Ⅱ 地域福祉部門

地域福祉を総合的、計画的に推進していくための地域福祉活動計画に基づき、各種事業を 展開する。

1 会員の募集

会員募集を強化して自主財源の確保を図り、住民参加の意識を高める。

普通会員 1世帯 1,000 円 賛助会員 1口 2,000 円 特別会員 1口 5,000 円

2 地域福祉活動計画の進行管理

地域の方々や各種団体などの協力や参加、協働により福祉活動を計画的に進める。

- 3 地域福祉推進委員会の連携と強化 住民主体の福祉のまちづくりを目指して、地域福祉推進委員会を開催する。
- 4 小地域活動の支援(ネットワークづくり)

高齢者や障がい者などが、住みなれた地域で安心して生活できるよう、住民による支えあい、 助け合いの活動を推進する。

- (1) 見守り活動やサロン活動の推進
- (2) 一人暮らし高齢者交流会の実施
- (3)世代間交流事業の実施
- (4)福祉健康まつり・ふれあい運動会の開催
- (5) 交通安全教室・救急講習会の開催
- 5 福祉教育(ボランティア事業を含む)

子どもも大人も、ともに心豊かに過ごせる地域づくりのために福祉教育を行う。また、ボランティアの活動支援及びボランティアの養成を行う。

- (1)子ども向け、大人向けの福祉教育(子ども達の豊かな成長を促す福祉教育、地域福祉を推進するための福祉教育)
- (2)ボランティア活動の普及啓発のための事業(ボランティアまつり・大会の実施)
- (3)ボランティア活動の支援
- (4)ボランティア養成(防災・災害ボランティア、団塊の世代・シニアボランティアの養成)
- 6 災害時に備え要援護者等の支援体制の整備
- (1)災害意識の啓発や災害ボランティアの養成
- (2) 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施
- (3) 災害時の社協体制の確保
- (4)福祉避難所の設置運営訓練への参加

7 総合相談

住民の悩みごと、心配ごとの解消を図るため、地域事務所ごと、弁護士、司法書士等による 専門相談と、職員による相談のワンストップにむけた「つなぐ」機能の充実をはかる。

8 高齢者の支援

高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で健やかな生活が送れるよう支援する。

- (1)やってみるじゃん(介護予防事業)
- (2) 高齢者生きがいづくり事業(高齢者社会見学バス旅行)
- 9 要援護者の支援体制の強化(権利擁護についての体制)

高齢者や知的障害・精神障害等のある人に対し、日常的金銭管理や日常生活上の手続支援を行う。また、判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を行い、生活を支援する。

- (1)日常生活自立支援事業
- (2)成年後見制度への積極的対応
 - ①成年後見センター設立の検討
 - ②法人後見人としての事業継続
 - ③市民後見人養成

養成講座の開催

市民後見監督人として市民後見人の指導監督

10 地域福祉推進助成金

地域福祉を推進するため、各種団体・行政区が行う事業に助成金を交付する。

11 福祉資金の貸付

制度を周知し、資金を必要とする高齢者や障がい者及び低所得世帯に融資し、生活を支援する。

- (1)生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付
- (2)福祉金庫貸付
- 12 福祉活動団体の支援

老人クラブ連合会・身体障害者福祉会・障害者家族会等の支援を行う。

13 ホームヘルパー養成講座

地域における高齢者等への支援体制の向上及び家族の介護技術や専門知識の向上を図る。

14 次期地域福祉活動計画の策定

笛吹市地域福祉計画に基づき、それを具体的に推進する計画を策定する。

15 共同募金運動の推進と協力

地域福祉推進のため、共同募金運動に積極的に参加協力し、共同募金配分金事業歳末たすけあい配分金事業を実施する。

16 その他社会福祉活動の推進上必要とされる事項

Ⅲ 障がい者福祉活動の推進

さまざまな障害を持ちながら在宅生活をする方が、自分らしい生活をするための支援を行う。 社会参加の機会の提供、生活全般にわたる相談、問題解決を図るための継続的な地域生活 の支援を行う。

1 相談支援事業

社会福祉士・精神保健福祉士が電話、面接、訪問により生活全般の相談に応じたり、福祉サービスの利用、就労支援等をおこなう。

- 2 障害者地域活動支援センター I 型 (笛吹市ふれあいの家内) 専門職員を配置し、創作的活動・社会との交流の促進、障害に対する理解の促進等の事業を実施する。
- (1)精神障害者デイケア、料理教室、生活訓練教室等の生活支援事業
- (2)手話奉仕員・朗読奉仕員の養成、 声の広報の発行等のコミュニケーション支援事業
- (3)社会参加活動への企画・情報提供、スポーツ教室の開催等の社会参加事業
- (4) その他障害福祉活動の推進上必要とされる事項に取り組む
- 3 障害者地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型を三箇所で実施する。創作的活動と生産的活動を行う。また、 通所者に個別の目標を立てて支援する。

(1)地域活動支援センターⅢ型 (八代育美会)

八代福祉センター内

- (2)地域活動支援センターⅢ型 (一宮夢ふうせん)
- 一宮福祉センター内
- (3)地域活動支援センターⅢ型 (春日居ふれあい工房) 春日居福祉会館 内

IV 在宅介護支援部門

通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護者の在宅生活を支援 し利用者ニーズに合わせた質の高いサービスの提供を行う。また、事業ごとの連携を密にし、 在宅介護支援の一体的な運営を図る。

1 事業内容の透明性の確保

利用者の権利擁護とサービスの充実を図る為、第三者委員会を開催。

2 広報活動の充実による利用促進

ホームページの常時更新 かけはしの紙面一新 通所便りの発行

3 事業内容

(1)通所介護事業

事業所 石和(定員40人) 御坂(定員25人) 檜 峰(定員15人) 八代(定員40人) 境川(定員25人) 春日居(定員35人)

- ① 介護保険通所介護サービスの提供
- ② 身体障害者デイサービス相互利用
- ③ 生きがいデイサービス
- ④ 資質向上のため研修会への参加及び交流会の実施
- ⑤ 実習・研修生受入れ指導
- ⑥ 給食サービスの充実
- ⑦ お泊りデイサービスの実施

(2)訪問介護事業

- ① 介護保険訪問介護サービスの提供
- ② 障害者自立支援支援
- ③ 高齢者生活援助員派遣
- ④ 障害者等社会参加支援
- ⑤ 研修会への参加と内部研修の実施
- ⑥ 実習・研修生受入れ指導
- (3) 居宅介護支援事業
 - ① 居宅サービス計画書の作成
 - ② 在宅生活支援、相談業務
 - ③ 関係機関との連携調整
 - ④ 要介護認定調査業務の受託
 - ⑤ 研修会・講習会への参加と内部研修の実施